

運転免許証の記載事項変更届出（住所、本籍、氏名等を変更する場合の届出）

更新連絡書が確実にお手元に届くように、住所等の変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

手続きする場合	<input type="radio"/> 住所に変更があった場合 <input type="radio"/> 氏名又は本籍（国籍）に変更があった場合 <input type="radio"/> 生年月日を修正する場合 ※ いずれも秋田県内に住所がある方の手続です。	
手続場所	運転免許センター	警察署 又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日及び 日曜日	月曜日から金曜日（平日のみ）
	※ ただし、日曜日は、裏書きのよる変更のみで変更に伴う免許証の 再交付 はできませんのでご注意ください。	
	※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。
	午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00	午前 9 : 00 ~ 午後 4 : 00
必要なもの	【住所のみ変更する場合】 <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 住民票（コピーは不可） 又は <input type="radio"/> 新しい住所を確認できる書類（いずれも申請者の氏名及び住所が記載されたもので、コピーは不可） ・マイナンバーカード ・電気、ガス、水道、電話（携帯電話含む）の領収書、請求書等 ・官公庁が発行した通知書等 ・健康保険証（住所が印刷されているもの） ・郵便物(申請者が宛先となっているもの)等を提示していただきます。	
	【本籍・氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】 <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 住民票（本籍が記載されているもの）を提出していただきます。（コピーは不可） ※ <u>本籍が省略されている住民票</u> では受理できませんのでご注意願います。 ※ 外国人の方は、国籍の記載された住民票を提出していただきます。 住民票が交付されない方は、旅券、在留カードなどで確認させていただきます。 ※ 氏名のみ変更の場合は、新しい名前が記載されているマイナンバーカードでも手続することができます。 ※ 生年月日修正の場合は免許証を再作成しますので、警察署で行う場合は写真が1枚必要になります。	
	【旧姓を記載する場合】 <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 旧姓が記載された住民票またはマイナンバーカード	
その他	【代理人による届け出】 委任状により代理人による届け出（住所、本籍、氏名変更）ができますが、次のものが必要になります。 <input type="radio"/> 届出者の運転免許証 <input type="radio"/> 届出者の新住所等を確認できる書類（上記に示している住民票等） <input type="radio"/> 委任状（ 記載例 をはこちらです。） <input type="radio"/> 代理人の身分を確認できる書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、社員証等）	

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738
 または最寄りの警察署（免許受付）まで